

公立大学法人 奈良県立大学 平成 27 年度 年度計画

I 教育

<① 教育内容の充実>

1 対話型少人数教育（学習コモンズシステム）の導入・充実

- (1) 2年生にコモンズゼミを導入する。
- (2) コモンズ連絡会議を定期的に行い、情報交換及び教育手法への活用を行う。

2 フィールドワークを通じた実践型教育の導入・充実

- (1) 市町村等との連携協定の締結を進める。
- (2) 各コモンズ教員と地域交流センターによりフィールドワーク先の開拓を進める。
- (3) 2年生にフィールドワークを導入する。

3 リベラルアーツ教育の充実

- (1) リベラルアーツ科目の増加について検討する。
- (2) 東アジアサマースクールを開講するとともに、教養講座Ⅱ（東アジアと日本）として単位化する。
- (3) 学生による授業評価を実施し、リベラルアーツ教育の効果の把握及び検証を行う。

4 高度な語学教育の提供

- (1) 英語アドバンストⅠ～Ⅳを開講して、観光英語、国際ビジネス英語に関する授業を行う。
- (2) ネイティブ講師による会話中心の英語の授業及び英語アドバンストによる観光英語の授業により実践的英語教育を実施する。
- (3) TOEFL受験に対する支援方法を検討する。

<② 学生への支援>

5 意欲ある学生の確保

- (1) 入試委員会及び広報委員会で効率的、効果的な学生募集の方法を継続的に検討する。
- (2) 入試委員会で入試制度の改善について継続的に検討する。
- (3) 大学案内やキャンパスジャーナルの発行、高校訪問等による入試広報を実施する。
- (4) 県内高校の訪問や模擬講義を実施すること等により、県内高校生の受験者の増加に努める。
- (5) 優秀な成績を修めた学生に対する給付型奨学金制度を構築し、後学期から給付を開始する。

6 教育内容の評価（教員の評価とカリキュラムの評価）

- (1) 学生による授業評価を実施し、結果を活用して授業の質の向上を図る。
- (2) コモンズ連絡会議を定期的に開催し、教育内容の充実について検討する。
- (3) 教務委員会において学生の履修状況、授業評価を考慮して平成28年度のカリキュラムを検討する。
- (4) FD研修会を実施して、教員の教育力の向上を図る。

7 学生のキャリアサポートの充実

- (1) 初学年次からのキャリア教育の充実について検討を行う。
- (2) 就活相談、履歴書作成や面接のサポート等就活生に対する細やかなサポートを実施する。
- (3) 4年生の専門ゼミ担当教員とキャリアサポート室が一体となって就職サポートを行う。
- (4) 4年生の専門ゼミ担当教員が学生の就職活動状況の把握に努める。
- (5) 学生アンケートを実施し、就職サポートに関する学生の要望を把握する。

- (6) 離職率等の追跡調査の方法について検討する。
- (7) リカレント教育中心の相談員の配備について検討する。
- (8) 卒業生の就職先との連携方法について検討する。
- (9) ・ハローワークやジョブカフェと連携して、就職相談等のサポートを充実する。
・県内企業でのインターンシップを実施する。
- (10) 就職セミナーの実施、就職相談、就職情報の提供など学生の就職支援を継続的に実施する。
- (11) 離職率等の追跡調査とあわせて、就職先の質の検証の方法について検討する。

8 学生生活へのサポート

- (1) メンタルカウンセリングを月2回実施する。
- (2) 学務システムの導入について検討する。
- (3) ・教員が学生の質問や相談を受けるオフィスアワーを実施する。
・学生アンケートを実施し、学生の意見を聴取する。
- (4) ・学生共用スペースとして食堂及び自習室を提供する。
・施設整備基本設計及び実施設計の中で学生共用スペースの確保を検討する。

<③ 教育を支える施設整備>

9 学生の学習意欲及び教育効果の向上を図るキャンパス整備

- (1) 施設整備基本設計及び実施設計の中で対話型少人数教育（学習コモンズシステム）に対応した教室の整備について検討する。
- (2) 施設整備基本設計及び実施設計の中でラーニングコモンズの整備について検討する。

10 図書館機能の充実・強化

- (1) 地域創造学関連蔵書の充実を図る。
- (2) 施設整備基本設計及び実施設計の中でメディアセンターの整備について検討する。

- (3) メディアセンターで導入すべきコンテンツを調査する。
- (4) 施設整備基本設計及び実施設計の中でラーニング commons の整備について検討する。(再掲：I-③-9)
- (5) 蔵書の充実や図書館のPRに努め、図書貸出冊数の増加を図る。

II 研究

1 研究の適切な成果評価

- (1) 科学研究費補助金の積極的な確保に努める。
- (2) 科学研究費補助金申請の支援体制の整備について検討する。
- (3) 客員研究員の招聘について検討する。
- (4) フェローシップ制度の構築について検討する。
- (5) 優れた外部研究者に対する表彰制度の創設について検討する。

2 課題解決に寄与する研究活動の推進

- (1) 地(知)の拠点整備事業補助金を活用した競争的研究資金(地域志向教育研究助成)を実施する。
- (2) 研究季報(年4回)の発行、研究論文の地域創造データベース等への掲載、県民向けの講座等の開催により、研究成果を広く地域に情報発信する。
- (3) 奈良ユーラシア研究センターを設置し、活動を開始する。

3 奈良とユーラシアに関する研究活動の推進

- (1) 奈良ユーラシア研究センターを設置し、活動を開始する。(再掲：II-2)
- (2) 日本とアジアの未来を考える記念フォーラムを開催する。
- (3) 奈良県と共催で東アジアサマースクールを実施する。

Ⅲ 地域貢献

<① 教育関連>

1 幅広い知識と実践力を持つ優れた人材の育成

- (1) キャリア育成プログラムを開発、実施する。
- (2) リカレント教育センターの相談員の配備について検討する。(再掲：Ⅰ-②-7)

2 奈良の魅力を全国に発信できる人材の育成

- (1) 「教養講座Ⅰ(大和まほろば学)」「奈良と文学」など奈良の魅力を学生に伝える授業科目を実施する。
- (2) 奈良県内におけるフィールドワーク先の開拓を進める。
- (3) キャンパスジャーナルの配布等卒業生に対して継続的に情報を発信する。
- (4) 同窓会が開催するホームカミングデーに協力するなど、卒業後のネットワーク構築を進める。

3 地域の学校(大学・高等学校)間の連携による地域貢献

- (1) 高等学校との連携事業により、高校での模擬授業等を実施する。

4 県民に対する生涯学習の機会の提供

- (1) 県民(市民)講座を年2回以上開催する。
- (2) ・受講者へのアンケート調査等により県民のニーズに応じた講座を開催する。
・ホームページ等を活用して開催情報の発信を強化する。
- (3) 県民向けに協働プロジェクトの成果等を発表するセミナー、研究会、シンポジウム等を開催する。
- (4) 教員による県民の希望に応じた出前講義を実施する。
- (5) 大学の講義科目へ科目等履修生を積極的に受け入れる。
- (6) 奈良県立大学シニアカレッジを実施、受講生への意見聴取等に基づき、平成28年度以降の充実方策について検討する。

(7) 奈良県と共催で東アジアサマースクールを実施する。(再掲：Ⅱ-3)

5 社会人の学び直しの機会の提供

(1) 社会人向けの夜間講座を開催している他大学の状況を情報収集する。

6 地域創造データベースの構築、活用及び提供

(1) 地域創造データベースのコンテンツの充実を図る。

(2) 地域創造データベースの広報に努め、県民の利用を促進する。

<② 研究関連>

7 大学・地域の協働による課題解決型プロジェクトの推進

(1) 市町村等との連携協定の締結を進める。(再掲：Ⅰ-①-2)

(2) 市町村等における課題を解決するため、協働プロジェクトを実施する。

(3) 地(知)の拠点整備事業の内部評価及び外部評価を実施し、協働プロジェクトの質を検証する。

(4) コモンズゼミにおけるPBL教育、フィールドワーク等により学生の実践的な課題解決能力を育成する。

8 研究成果等の地域への還元

(1) 地(知)の拠点整備事業補助金を活用した競争的研究資金(地域志向教育研究助成)を実施する。(再掲：Ⅱ-2)

(2) 研究季報(年4回)の発行、研究論文の地域創造データベース等の掲載、県民向けの講座等の開催により、研究成果を広く地域に情報発信する。(再掲：Ⅱ-2)

(3) 地(知)の拠点整備事業広報誌を継続的に発行する。

<③ 地域交流関連>

9 学生の地域貢献

- (1) 地域交流センターにおいてフィールドワーク先の開拓や学生とのマッチングを行う等学生の研究活動に対する支援体制を充実する。
- (2) 学生ボランティアコーディネーター（通称：奈良ンティア）の活動を支援する。

10 奈良県のニーズに対応した地域貢献活動

- (1) 市町村等における課題を解決するため、協働プロジェクトを実施する。
（再掲：Ⅲ-②-7）
- (2) 県民向けに協働プロジェクトの成果等を発表するセミナー、研究会、シンポジウム等を開催する。（再掲：Ⅲ-①-4）
- (3) 県内企業との連携協定の締結を進める。

11 地域交流拠点の活用（協働サロン等）

- (1) 協働サロン及び地域サテライトを継続的に開放する。
- (2) 大学ホームページや各種メディアを活用して協働サロン及び地域サテライトをPRする。

12 地域に開かれたキャンパスづくり（施設の開放）

- (1) ・地域交流棟を活用した活動事業内容を充実する。
・施設整備基本設計及び実施設計の中で地域に開かれた施設の整備について検討する。
- (2) 大学ホームページや各種メディアを活用して大学の施設及び活動事業をPRする。
- (3) 県民（市民）講座を年2回以上開催する。（再掲：Ⅲ-①-4）
- (4) 県民開放施設を活用した県民向けイベントの開催について検討する。
- (5) 県民開放施設を貸し出し、地域との交流を深める。

IV 国際交流

1 学生の国際交流

- (1) 海外大学との学生交流協定（授業料免除を含む）の締結を進める。
- (2) ・留学生宿舎として民間住宅を借り上げ、家賃補助制度を創設する。
・教員と国際交流室が留学生に対する相談を実施するとともに、学生チューターを配置する。
- (3) ネイティブ講師による会話中心の英語の授業及び英語アドバンストによる観光英語の授業により実践的英語教育を実施する。（再掲：I-①-4）
- (4) ・留学相談、情報提供等本学学生の海外留学を支援する。
・本学学生の海外留学に対する助成制度を創設する。
- (5) 東アジアサマースクールを開催するとともに、教養講義Ⅱ（東アジアと日本）として単位化する。（再掲：I-①-3）

2 教員の国際交流

- (1) 海外大学との学術交流協定の締結を進める。
- (2) 海外大学との研究交流等国際的な学術研究活動に取り組む。

3 国際交流組織体制の整備

- (1) 英語版ホームページの見直し（多言語化・掲載内容の充実）について検討する。
- (2) 海外大学との研究交流等国際的な学術研究活動に取り組む。（再掲：IV-2）

V 法人運営

<① 組織運営と人事管理の改革>

1 ガバナンス体制の充実強化

- (1) 公立大学法人奈良県立大学の設立に当たって法人組織体制を整備する。

- (2)・理事会、経営審議会及び教育研究審議会を設置、開催して法人の重要事項を審議する。
 - ・機動的な法人運営を行うための調整・情報交換組織として運営調整会議を設置し、毎月開催する。
- (3)・学外者の意見を反映した学長選考を行うため、学長選考会議を設置する。
 - ・学長選考規程を制定する。

2 同窓会・後援会との連携

- (1) 同窓会が開催するホームカミングデーに協力するなど、同窓会・後援会との連携・交流を強化する。
- (2) 同窓会・後援会と教職員・学生の定期的な意見交換・交流を実施する。

3 コンプライアンスの確保

- (1) 科学研究費補助金の不正防止計画推進部署及び内部監査部署を設置する。
- (2) 人権・ハラスメント委員会を設置する。

4 危機管理体制の整備

- (1) 危機管理計画（防災計画を含む）の策定について検討する。
- (2) 危機管理体制の整備について検討する。

<② 健全な財務の構築と維持>

5 収入の確保

- (1) 理事会・経営審議会により継続的な法人の経営状況の把握に努め、迅速かつ的確に方針決定を行う。
- (2) 科学研究費補助金、市町村等からの受託事業など独自財源の確保に努める。

6 経費の削減

- (1) 理事会・経営審議会により継続的な法人の経営状況の把握に努め、迅速かつ的確に方針決定を行う。(再掲：V-②-5)
- (2) アウトソーシングの導入など経費抑制方策について検討する。

7 業務の効率化

- (1) ・人事給与システム、財務会計システム及び事務系基盤システムを導入して法人業務の効率化を図る。
 - ・学務システムの導入について検討する。(再掲：I-②-8)

<③ 法人の自己点検・評価及び情報公開の推進>

8 法人の自己点検・評価

- (1) 計画・評価委員会で平成27年度年度計画の自己評価を行う。

9 法人情報の公開の推進

- (1) ・法人ホームページを随時更新するとともに、広報委員会で掲載内容の見直し、検討を行う。
 - ・大学ポートレートに参加する。

10 情報発信体制の強化

- (1) 奈良県立大学キャンパスジャーナルを年2回発行する。
- (2) 広報委員会で新たな大学のブランドイメージの構築に向けた戦略的広報の実施について検討する。
- (3) メディアへの積極的な情報提供等により大学の認知度の向上を図る。
- (4) 県内高校の訪問や模擬講義を実施すること等により、県内高校生の受験者の増加に努める。(再掲：I-②-5)

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1億円

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

地方独立行政法人法第40条第3項に規定する剰余金の使途は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善とする。

X 県の規則で定める業務運営事項

1 施設・設備に関する事項

「I③ 教育を支える施設整備」記載のとおり。

2 積立金の使途

なし

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし